

(別紙－２)

公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施要領

平成２５年７月１８日  
(一社)日本建設業連合会

技能労働者への適切な賃金の支払及び社会保険等の加入状況に係る調査を以下の要領で実施する。

(１) 調査対象工事

１) 公共土木工事

国及び地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等が発注し、日建連会員会社が受注した公共土木工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。なお、国土交通省の要請により実施している“東日本大震災被災地及びその周辺における労務単価調査”の対象地域<sup>注)</sup>における工事は除く。

注) 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟の１０県

２) 公共建築工事

国等が発注し、日建連会員会社が受注した公共建築工事で、平成２５年度及び２６年度の公共工事設計労務単価が適用され、平成２５年４月以降に契約した工事を対象とする。

(２) 調査方法

１) 調査対象職種

調査対象工事に従事する５１職種のうち、よく使われる下記の１８職種について、賃金の支払状況及び社会保険の加入状況を調査する。

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、とび工、ブロック工、電工、鉄筋工、運転手（特殊）、運転手（一般）、土木一般世話役、型わく工、大工、左官、配管工、設備機械工、交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂ

２) 標本数

①公共土木工事

- ・日建連役員会社においては、工事価格３億円以上の工事について、原則として、受注した件数の２割を対象とする。

- ・役員以外の会社においては、工事価格1億円以上の工事について、少なくとも1件以上を対象とする。

## ②公共建築工事

工事価格1億円以上の工事について、原則として、受注した件数の2割を対象とする。

## 3) 調査の実施方法

東日本大震災被災地において実施している調査方法に準じて、工事毎に一次下請以下の技能労働者の賃金データ及び社会保険の加入状況を階層別に収集する。

## 4) 調査の実施時期

- ・労務単価の調査は、当面、四半期毎に実施する。ただし、エリアによっては、労務単価の今後の趨勢により、別途追加調査を検討する。
- ・社会保険の調査は、年1回の調査を実施する。

## 5) 調査結果の報告

調査結果は、調査実施から1か月後を目途に、日建連事務局に報告する。  
なお、調査結果は、今後の労務単価改定の参考となるよう、国へ報告する。

## 6) 送付先等

- ・調査結果の送付先（提出は電子データでお願いします）
  - （土木） 日建連 土木第一部 本多 (t.honda@nikkenren.or.jp)
  - （建築） 日建連 建築部 石坂 (ishizaka@nikkenren.or.jp)
- ・本調査の問合せ先
  - 労務単価（土木） 土木第一部 福田 TEL03-3552-3201
  - 労務単価（建築） 建築部 葉石 TEL03-3551-1118
  - 社会保険等 企画調整部 馬場 TEL03-3553-0703

報告様式(労務単価及び社会保険等)

(日建連会員会社→日建連)

調査年月	
会員会社名	
発注者名	
工事件名	

工事場所							
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	備考
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
交通誘導員B							
その他職種							

調査表(労務単価及び社会保険等)

(協力会社→日建連会員企業)

協力会社名	□□建設株式会社
発注者名	△△地方整備局
工事件名	○○トンネル工事
下請契約階層	2次

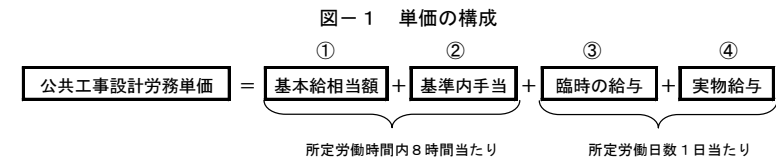
工事場所		○○県△△市					備考
		調査人数 (人)	労務単価 (平均値)	健康保険 (人)	年金保険 (人)	雇用保険 (人)	
調査対象職種	特殊作業員						
	普通作業員						
	軽作業員						
	造園工						
	とび工						
	ブロック工						
	電工						
	鉄筋工						
	運転手(特殊)						
	運転手(一般)						
	土木一般世話役						
	型わく工						
	大工						
	左官						
	配管工						
	設備機械工						
	交通誘導員A						
	交通誘導員B						
その他職種							

他地域からの交通費や宿泊費、社会保険料(企業負担分)は除いてご記入ください

【参考】労務単価の構成は下記のとおりとなりますので、このことを踏まえご協力願います

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される(図-1)。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当 (当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与 (賞与等)
- ④ 実物給与 (食事の支給等)



※工事場所は、市町村名までご記入ください。複数箇所ある場合は全ての場所をご記入ください。  
 ※工事場所以外の項目について、把握していない、事情により記入できない部分は、空欄で提出していただいても結構です  
 ※記入された単価の根拠となる賃金台帳は調査対象企業にて保存いただき、問合せの際に調査結果と照合できるようにしてください  
 ※「能力給」「資格給」「皆勤手当」等は②基準内手当に含まれます。  
 その他、手当の区分については、下記国交省ホームページの参考資料: 手当(逆引き)をご利用ください

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk2\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000006.html)

※慰安・娯楽・厚生費用、研修訓練費用等は労務単価には含みません。

調査対象職種以外に、調査可能な職種がございましたらご記入ください。